

答申第 319 号

平成 18 年 5 月 9 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 9 月 16 日付けで諮問された指定動物飼養許可申請書等一部非公開の件（諮問第 359 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定のテレビ撮影に関して提出された指定動物飼養許可申請書及び添付書類のうち、緊急連絡先に記載された担当者の携帯電話番号を非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定のテレビ撮影（以下「本件撮影」という。）に関して提出された指定動物飼養許可申請書（以下「本件申請書」という。）及び添付書類（以下「本件行政文書」と総称する。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成 17 年 7 月 12 日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、次に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）の公開を求める、というものである。

ア 本件申請書に記載された指定動物（以下「本件指定動物」という。）の入手先の住所及び氏名

イ 本件申請書のうち、飼養若しくは保管を廃止し、又は死亡したときの当該指定動物又はその死体の処分方法欄に記載された住所

ウ 緊急連絡先担当者の携帯電話番号（以下「本件携帯電話番号」という。）

なお、本件処分は、実施機関が平成 17 年 9 月 14 日付けで行った変更決定（以下「本件変更決定」という。）により、一部変更されたが、不服申立ては維持されている。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号該当の点について

（ア）個人情報に関する最近の司法判断は、大阪地裁平成 4 年（行ウ）第 47 号事件の平成 9 年 3 月 25 日判決及び東京高裁平成 13 年（行コ）第 67 号・同第 114 号事件の平成 13 年 12 月 20 日判決にも見られるように、「公務員にとどまらず私人の個人情報であっても行政とのかかわりにおいてプライバシーと無関係か、非公開として保護するに値しな

い場合には『個人情報』にはあたらない」と判断する判決が続いており、「個人情報」というものを行政が字義どおりの解釈をしてしまうと、プライバシーの保護という本来の趣旨を超えて、非公開とする範囲が、意味もなくあまりにも広くなりすぎてしまい、県民の知る権利が不当に侵害を受ける事態となってしまうため、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、条例にいう「個人情報」に該当しないとするのが、今日の司法の判断の基準である。

(イ) 本件申請書は、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例により「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物」として指定を受けた指定動物を飼養し、又は保管をしようとする場合に、知事の許可を受けるために提出されるものである。したがって、本件行政文書に記載された指定動物は危険性を有する動物であることから、万が一、逃走などをした場合、県民の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがあるため、飼養関係者等によって緊急に捕獲又は回収される必要がある。

しかし、緊急連絡先に記載された警察の電話番号に連絡しても、指定動物に対する専門的な知識も有していないことや本件撮影について把握していないことなどから対応できない。また、神奈川県（以下「県」という。）の担当機関に連絡しても、土日等の休みの日は連絡がつかないことや、本件撮影の場所と緊急連絡先との距離が遠距離であることから緊急の対応はほとんど不可能な状態である。したがって、緊急連絡先に記載された特定の作業従事法人（以下「本件法人」という。）に連絡する以外に、緊急連絡をするためのまともな方法がないが、本件法人が緊急事態にまともに対応することができるとは、まったく思えない。

また、固定電話番号等に連絡が可能というだけでは、何らかの理由で緊急時に連絡がつかないこともあり得るのであり、神奈川県情報公開審査会の答申第 280 号は、「一般人が危険を発見した場合に、主催者などの固定電話番号に連絡することが可能なら、携帯電話番号は公

開しないでいい」という内容のことをいっているが、これでは実際の危険から、県民を確実に救出できるとはいえない。単に固定電話番号の電話につながることに実際に緊急事態の解決が図られるということは、別の次元のことである。

したがって、実際に緊急事態に対する即応性があると認められる本件携帯電話番号は、条例第5条第1号ただし書工の「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する。

(ウ) 指定動物の逃走などの緊急の事態が起きた場合に、本件法人が対処するのは当然であり、本件携帯電話番号は、緊急時に、本件法人としての職務と責任を果たすため、本件法人を代表する携帯電話番号として記載されたものであることから、条例第5条第2号の法人等に関する情報に該当する。

### 3 実施機関（動物保護センター）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、テレビ撮影のため、指定動物を飼養又は保管するに際して提出された本件申請書及び添付書類である。

#### (2) 本件決定変更について

本件不服申立てを受け、不服申立人が指摘している事実関係を確認し、精査した結果、本件変更決定により、本件非公開情報のうち、本件携帯電話番号を除く情報を新たに公開した。

#### (3) 条例第5条第1号該当性について

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件携帯電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

##### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

##### (ア) 条例第5条第1号ただし書工該当性について

本件携帯電話番号以外に緊急連絡先として本件法人等の固定電話

番号が記載されており、緊急時においてはこれらの固定電話番号で対応できるものと考えるので、本件携帯電話番号は条例第5条第1号ただし書工の人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報には該当しない。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件撮影に伴い、本件指定動物を飼養又は保管するために提出された本件申請書及び添付書類である。

実施機関は、本件不服申立てを受けて、本件変更決定を行っていることが認められるので、当審査会としては、本件変更決定後もなお非公開とされた本件携帯電話番号について、以下、検討する。

##### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 不服申立人は、前記2(2)ア(ア)で述べているように、本件携帯電話番号が私的な領域に含まれず、条例にいう「個人情報」に該当しないため、公開すべきである旨主張している。

しかし、前記(ア)で述べたとおり、条例第5条第1号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明

文をもって定めたものと解される。

- (ウ) 本件携帯電話番号は、本件法人の特定の従業員の連絡先として記載された携帯電話番号であると認められることから、特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

- (ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

- (イ) 本件携帯電話番号は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報又は公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

- a 条例第5条第1号ただし書エは、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については公開することを規定している。

- b 不服申立人は、本件指定動物が逃走などした場合、県民の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがあるため、飼養関係者等によって緊急に捕獲又は回収される必要があるが、公開されている固定電話番号に電話がつながるだけでは緊急事態の解決を図ることができないので、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、本件携帯電話番号を公開することが必要である旨主張している。

しかし、緊急連絡先として、本件法人及び県の担当機関の固定電話番号が公開されており、本件撮影が行われたのは平日であることから、一般人が危険を発見した場合、これらの電話番号に連絡すれば、本件法人又は県が、本件法人の緊急連絡先である担当者と連絡を取るにより、緊急時の対応が可能であると考えられる。

また、本件行政文書の情報公開請求時点において、本件撮影は既に終了していたことから、本件携帯電話番号は、緊急連絡先として

の役目を既に終了していたと考えられる。

したがって、本件携帯電話番号は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報とまでは認められず、同号ただし書工に該当しないと判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 9 月 16 日	諮問
9 月 26 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 24 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 27 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 18 年 1 月 11 日 (第 49 回部会)	審議
3 月 20 日 (第 51 回部会)	審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成18年5月9日現在）（五十音順）